

特定多目的ダム法施行令等の一部を改正する政令案要綱

第一 特定多目的ダム法施行令の一部改正

国土交通大臣又は多目的ダムを管理する都道府県知事は、流水の放流に係る多目的ダムの名称及び位置その他の国土交通省令で定める事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないものとする事。 (第一条関係)

第二 河川法施行令の一部改正

ダムを設置する者は、操作を行うダムの名称及び位置その他の国土交通省令で定める事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないものとする事。 (第二条関係)

第三 独立行政法人水資源機構法施行令の一部改正

独立行政法人水資源機構は、操作を行う水資源開発施設又は愛知豊川用水施設の名称及び位置その他の農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定める事項について、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないものとする事。 (第三条関係)

第四 その他

その他所要の改正を行うものとする。

第五 附則

この政令は、令和六年四月一日から施行するものとする。

(附則関係)